

## (1) 外国子会社から受ける配当等の益金不算入等に関する明細書

外 国 子 会 社 の 名 称 等	事業年度 又は連結 事業年度		・	・	法人名	( )	
	名 称 1	本たの 店る所 又事在 は務 主所	国 名 又 は 地 域 名 2	所 在 地 3	業 4	%	%
發 行 済 株 式 等 の 保 有 割 合 5						%	%
發 行 済 株 式 等 の 連 結 保 有 割 合 6						%	%
支 払 義 務 確 定 日 7			・	・	・	・	・
支 払 義 務 確 定 日 ま で の 保 有 期 間 8							
剩 余 金 の 配 当 等 の 額 9	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円			
(9)の剩余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額 10	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円			
法第23条の2第2項第1号に掲げる剩余金の 配 当 等 の 額 の 該 当 の 有 無 11	有	・	無	有	・	無	有
益 金 の 不 算 入 対 象 と な ら な い 損 金 算 入 領 域 の 計 算 等 の 額 12	有	・	無	有	・	無	有
損 当 金 等 の 入 計 算 の 対 象 と な ら な い 損 金 算 入 領 域 の 計 算 等 の 額 13	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円			
(13)のうち外国子会社の所得の金額の 計 算 上 損 金 の 額 に 算 入 さ れ た 金 額 14	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円			
損 金 算 入 対 応 受 取 配 当 等 の 額 (9) × (14) (13) 15	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円			
益 金 不 算 入 の 対 象 と な ら な い 損 金 算 入 配 当 等 の 額 (9)又は(15) 16	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円			
(16)に対応する外国源泉税等の額 (10)又は(10) × (14) (13) 17	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円			
剩 余 金 の 配 当 等 の 額 に 係 る 費 用 相 当 額 (9) - (16) × 5 % 18							
法 第 23 条 の 2 の 規 定 に よ り 益 金 不 算 入 と さ れ る 剩 余 金 の 配 当 等 の 額 (9) - (16) - (18) 19							
措 法 第 66 条 の 8 第 2 項 前 段 若 し く は 第 9 項 前 段 又 は 第 68 条 の 92 第 2 項 前 段 若 し く は 第 9 項 前 段 の 規 定 に よ り 益 金 不 算 入 と さ れ る 剩 余 金 の 配 当 等 の 額 (別表十七(三の四)「23」+「25」) 20							
(16)のうち措法第66条の8第3項若しくは第10項又 は第68条の92第3項若しくは第10項の規定により益 金不 算 入 と さ れ る 損 金 算 入 配 当 等 の 額 (別表十七(三の四)「24」) 21							
(9)のうち益金不 算 入 と さ れ る 剩 余 金 の 配 当 等 の 額 (19) + (20) + (21) 22							
法 第 39 条 の 2 の 規 定 に よ り 損 金 不 算 入 と さ れ る 外 国 源 泉 税 等 の 額 (10) - (17) 23							
(23)のうち措法第66条の8第2項後段若しくは第9項後 段又は第68条の92第2項後段若しくは第9項後段の規定 に よ り 損 金 不 算 入 の 対 象 外 と さ れ る 外 国 源 泉 税 等 の 額 (別表十七(三の四)「28」) 24							
(10)のうち損金不 算 入 と さ れ る 外 国 源 泉 税 等 の 額 (23) - (24) (マイナスの場合は0) 25							
益 金 不 算 入 と さ れ る 剩 余 金 の 配 当 等 の 額 の 合 計 ((22)欄の合計) 26							円
損 金 不 算 入 と さ れ る 外 国 源 泉 税 等 の 額 の 合 計 ((25)欄の合計) 27							